官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法規的告示〕
○財政法第三十四条二第一項の規定に基づき、令和八年度分の予算について、支出負担行為の実施計画につき財務大臣の承認を経なければならない経費を定める件（**財務**一〇〇）　二
○厚生労働大臣の指定する指定再生医療等製品の一部を改正する件（**厚生労働**一七九）　三

〔その他告示〕
○特定国外派遣組織を指定する件（**総務**一六九）　三
○バングラデシュ人民共和国における南東部におけるミャンマーからの避難民及びホストコミュニティの女性及び青少年のための保護及び健康増進計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合人口基金との間の書簡の交換に関する件（**外務**一二七）
○バヌアツ共和国における離島における保健医療施設の災害に対する強靭性強化計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合児童基金との間の書簡の交換に関する件（**同**一二八）
○千九百六十一年の麻薬に関する単一条約の付表の改正に関する件（**同**一二九）　三
○向精神薬に関する条約の付表の改正に関する件（**同**一三〇）
○麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国際連合条約の付表の改正に関する件（**同**一三一）　四
○返納を命じた旅券を無効とする件（**同**一三二）
○保安林の指定をする件（**農林水産**四八六～五〇〇）
○都市計画に関する件（**関東地方整備局**一五三、一五四）　六
○道路に関する件（**同**一五五～一五八）
○道路に関する件（**中部地方整備局**四七、四八）　七
○洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定める件（**同**四九、五〇）
○道路に関する件（**中国地方整備局**六〇～六二）
○道路に関する件（**四国地方整備局**三六～三八）　八
○河川に関する件（**同**三九、四〇）
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（**岐阜県公安委**四）
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（**愛知県公安委**六）
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（**三重県公安委**九）
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（**京都府公安委**四六）　八
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（**大阪府公安委**一四五）
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（**兵庫県公安委**六二）
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（**鳥取県公安委**二九）　九
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（**島根県公安委**八）
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（**岡山県公安委**三九）　九

〔国会事項〕
内閣　公正取引委員会　九

〔人事異動〕
〔皇室事項〕　二
〔官庁報告〕
官庁事項
登録検査機関の登録事項の変更に関する公示（国土交通省）　二
中国地方整備局公示（中国地方整備局）
九州地方整備局公示（九州地方整備局）　三

〔公告〕
諸事項
官庁
建設業の許可の取消処分関係　三
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　三〇
会社その他

法　規　的　告　示

○財務省告示第百号

財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第三十四条の二第一項の規定に基づき、令和八年度分の予算について、支出負担行為の実施計画につき財務大臣の承認を経なければならない経費を別表のように定め、令和八年四月一日から適用する。

ただし、令和七年度において支出負担行為の実施計画につき既に財務大臣の承認を経た経費及び令和八年度における予備費使用に係る経費を除く。

令和八年四月三日

財務大臣　片山さつき

別　表

1　一般会計

(1)　歳出予算（繰越経費を含む。）

所　管	組　織	項
内閣府	内閣本府	沖縄開発事業費
外務省	外務本省	経済協力費のうち
		政府開発援助経済開発等援助費
農林水産省	農林水産本省	海岸事業費
		農業農村整備事業費食料安定供給特別会計へ繰入
		農業農村整備事業費
		農業施設災害復旧事業費
	林野庁	治山事業費
		山林施設災害復旧事業費
	水産庁	漁港施設災害復旧事業費
国土交通省	国土交通本省	道路環境改善事業費
		国営公園等事業費
		都市水環境整備事業費
		河川整備事業費
		多目的ダム建設事業費
		総合流域防災事業費
		砂防事業費
		海岸事業費
		道路交通安全対策事業費
		港湾事業費
		地域連携道路事業費
		道路交通円滑化事業費
		離島振興事業費
		北海道開発事業費
		河川等災害復旧事業費
		河川等災害関連事業費
	海上保安庁	船舶交通安全基盤整備事業費
		船舶交通安全基盤災害復旧事業費
環境省	環境本省	自然公園等事業費
防衛省	防衛本省	防衛力基盤強化推進費のうち
		装備品取得等業務効率化推進庁費
		艦船整備費
		航空機整備費
		在日米軍等駐留関連諸費のうち
		提供施設移設整備費

2　特別会計

(1)　歳出予算（繰越経費を含む。）

所　管	特別会計	項
内閣府、文部科学省、経済産業省及び環境省	エネルギー対策	
	エネルギー需給勘定	エネルギー需給構造高度化対策費のうち
		二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金
		脱炭素成長型経済構造移行推進対策費のうち
		脱炭素成長型経済構造移行推進対策費交付金
農林水産省	食料安定供給	
	国営土地改良事業勘定	土地改良事業費
国土交通省	自動車安全	
	空港整備勘定	空港整備事業費

所　管	特別会計・所管・組織	項
国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省	東日本大震災復興	
	復興庁	
	復興庁	原子力災害復興再生支援事業費のうち
		福島再生加速化交付金
		東日本大震災復興事業費

3　繰越経費

財政法第34条の２第１項の規定により令和７年度において指定された経費で、令和８年度に繰り越されたもののうち、前２号に掲げるもの以外のもの。

○厚生労働省告示第百七十九号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第六十八条の七第三項の規定に基づき、厚生労働大臣の指定する指定再生医療等製品（平成二十六年厚生労働省告示第三百十八号）の一部を次の表のように改正する。

令和八年四月三日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第六十八条の七第三項に規定する指定再生医療等製品は、再生医療等製品のうち、次に掲げるものとする。	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第六十八条の七第三項に規定する指定再生医療等製品は、再生医療等製品のうち、次に掲げるものとする。
一～十一　（略）	一～十一　（略）
十二　ニバドストロセル	（新設）

その他告示

○総務省告示第百六十九号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

令和八年四月三日

総務大臣　林　芳正

一　名称　令和八年度米陸軍等との実動訓練（ジョイント・パシフィック・マルチナショナル・レディネス・センター26）参加部隊

二　国外派遣期間　令和八年四月五日から令和八年五月二十五日まで

三　派遣人数（概数）　四百五十人程度

四　派遣地域　フィリピン共和国

○外務省告示第百二十七号

令和八年三月三日にダッカで、バングラデシュ人民共和国における南東部におけるミャンマーからの避難民及びホストコミュニティの女性及び青少年のための保護及び健康増進計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合人口基金との間に行われた。

令和八年四月三日

外務大臣　茂木　敏充

1　協力の目的及び内容　南東部におけるミャンマーからの避難民及びホストコミュニティの女性及び青少年のための保護及び健康増進計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　五億円

3　署名者

日　本　側　齋田伸一在バングラデシュ大使

国際連合人口基金側　キャサリン・ブリーン　カムコン在バングラデシュ事務所代表

○外務省告示第百二十八号

令和八年二月十日にポートビラで、バヌアツ共和国における離島における保健医療施設の災害に対する強靱性強化計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合児童基金との間に行われた。

令和八年四月三日

外務大臣　茂木　敏充

1　協力の目的及び内容　離島における保健医療施設の災害に対する強靱性強化計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　十億九千五百万円

3　署名者

日　本　側　奥田直久在バヌアツ大使

国際連合児童基金側　ロシュニ・バス大洋州島嶼国地域代表代理

○外務省告示第百二十九号

昭和三十六年三月三十日にニューヨークで作成された「千九百六十一年の麻薬に関する単一条約」第三条の規定に従い、同条約の付表Ⅰに次のように物質が加えられる旨の決定が行われ、当該決定は、同条7の規定に従い、令和七年六月九日に効力を生じた。

令和八年四月三日

外務大臣　茂木　敏充

（令和七年六月九日付け国際連合事務総長書簡）

千九百六十一年の麻薬に関する単一条約の付表Ⅰの一部を次のように改正する。

「シクロプロピルフェンタニル（N―フェニル―N―［1―（2―フェニルエチル）ピペリジン―4―イル］シクロプロパンカルボキサミド）」の次に「N―デスエチルイソトニタゼン（N―エチル―2―［4―（1―メチルエトキシ）フェニル］メチル］―5―ニトロ―1H―ベンズイミダゾール―1―エタンアミン）」を加える。

「エトニタゼン（1―ジエチルアミノエチル―2―パラ―エトキシベンジル―5―ニトロベンズイミダゾール）」の次に「エトニタゼピプン（2―［4―エトキシフェニル］メチル］―5―ニトロ―1―（2―ピペリジン―1―イルエチル）―1H―ベンゾイミダゾール）」を加える。

「プロトニタゼン（N・N―ジエチル―5―ニトロ―2―［4―プロポキシフェニル］メチル］―1H―ベンズイミダゾール―1―エタンアミン）」の次に次のように加える。

N―ピロリジノメトニタゼン（2―［4―メトキシフェニル］メチル］―5―ニトロ―1―（2―ピロリジン―1―イルエチル）―1H―ベンゾイミダゾール）

N―ピロリジノプロトニタゼン（2―［4―プロポキシフェニル］メチル］―5―ニトロ―1―（2―ピロリジン―1―イルエチル）―1H―ベンゾイミダゾール）

○外務省告示第百三十号

昭和四十六年二月二十一日にウィーンで作成された「向精神薬に関する条約」第二条の規定に従い、同条約の付表Ⅱ及びⅣに次のように物質が加えられる旨の決定が行われ、当該決定は、同条7の規定に従い、令和七年十二月六日に効力を生じた。

（令和七年六月九日付け国際連合事務総長書簡）

令和八年四月三日

外務大臣　茂木　敏充

向精神薬に関する条約の一部を次のように修正する。

付表Ⅱ中「六四」を「六五」とし、「三九」から「六三」までを一ずつ繰り下げ、「三八」の次に次のように加える。

三九	ヘキサヒドロカンナビノール	HHC	六・六・九―トリメチル―三―ペンチル―六a・七・八・九・十・十a―ヘキサヒドロベンゾ［c］クロメン―一―オール

付表Ⅳ中「六八」を「六九」とし、「一二」から「六七」までを一ずつ繰り下げ、「一二」の次に次のように加える。

一二	カリソプロドール		二―［（カルバモイルオキシ）メチル］―二―メチルペンチル（二―メチルエチル）カルバメート

○外務省告示第百三十一号

昭和六十三年十二月二十日にウィーンで作成された「麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国際連合条約」第十二条の規定に従い、同条約の付表Ⅰの一部を次のように改正する旨の決定が行われ、当該決定は、同条6の規定に従い、令和六年十二月三日に効力を生じた。

（令和七年六月九日付け国際連合事務総長書簡）

令和八年四月三日

外務大臣　茂木　敏充

麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国際連合条約の付表Ⅰの一部を次のように改正する。

「三・四―ＭＤＰ―二―Ｐメチルグリシデート」を削る。

「（注一）三・四―ＭＤＰ―二―Ｐメチルグリシド酸の」の下に「、メチル」を加える。

○外務省告示第百三十二号

次の旅券は、旅券法第十九条第一項第二号の規定に基づく返納命令に応じて返納されたが、同法第十八条第一項第八号の規定に基づき、効力を失うべきことを適当と認めたので、左記冒頭に記載の年月日に効力を失った。

令和八年四月三日

外務大臣　茂木　敏充

記

失効年月日　令和八年三月十九日
発行年月日　令和五年十月十三日
旅券番号　ＴＴ四七四六〇八

○農林水産省告示第四百八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年四月三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　宮崎県北諸県郡三股町大字宮村字宇都二三一の一、二三一の二、二三二、二五二、二七四、二七四の四から二七四の六まで、二七四の八、二七四の九、二七四の一一、二七四の一三から二七四の一八まで、二七四の二三から二七四の二七まで、二七四の三四、二七四の三六、二七四の五三、二七四の六七、字田尻七二五、七二六、七六二の一、七六三の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　主伐に係る伐採種は、定めない。

２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県庁及び三股町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年四月三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　宮崎県北諸県郡三股町大字長田字秋丸六二六五の一、六二七二、六二七四の八、六二七四の三五、六二七四の四三、字佐渡脇六二九三の八、六三一九の一から六三一九の三まで、六三一九の五、六三一九の六、六三二五、六三三〇の三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　主伐に係る伐採種は、定めない。

２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県庁及び三股町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年四月三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　宮崎県東諸県郡綾町大字入野字久木ケ尾五二六三の一、五二六三の二

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　主伐に係る伐採種は、定めない。

２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

３　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県庁及び綾町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百八十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年四月三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　宮崎県児湯郡西米良村大字板谷字児平二九六の一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　主伐に係る伐採種は、定めない。

２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県庁及び西米良村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百九十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年四月三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　宮崎県児湯郡西米良村大字板谷字戸谷一八四の一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　主伐に係る伐採種は、定めない。

２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県庁及び西米良村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百九十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年四月三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　宮崎県児湯郡西米良村大字村所字小山重二三五の三五

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　主伐に係る伐採種は、定めない。

２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県庁及び西米良村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百九十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年四月三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　宮崎県児湯郡西米良村大字板谷字大王鶴一六の四

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　主伐に係る伐採種は、定めない。

２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県庁及び西米良村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百九十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年四月三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　宮崎県児湯郡西米良村大字越野尾字小春一三九の三（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県庁及び小林市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年四月三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　宮崎県小林市南西方字小ノ山五四七四の一、五四七四の二、五四七五、五四七五の乙、五四七六の一、五四七七

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県庁及び西米良村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年四月三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　宮崎県延岡市北川町川内名字波帰ノ内山一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県庁及び延岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年四月三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　宮崎県西都市大字銀鏡字登内三一五のイ、三二九

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県庁及び西都市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年四月三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　宮崎県西臼杵郡日之影町大字七折字徳富一〇九六四の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県庁及び日之影町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百九十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年四月三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　宮崎県西都市大字南方字杉尾六四六五、六四六六

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県庁及び西都市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年四月三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　愛知県豊川市千両町鞍狭間六四の六六・六四の六九から六四の七一まで・六四の七三・六四の七四（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）、六四の五六から六四の六五まで、六四の六七、六四の六八、六四の九二、六四の九三、六四の九六

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び豊川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年四月三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　岐阜県山県市葛原字下市井三五二八の一、三五三八、三五三九の一（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県庁及び山県市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○関東地方整備局告示第百五十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年四月三日

関東地方整備局長　橋本　雅道

一　施行者の名称　埼玉県

二　都市計画事業の種類及び名称　越谷都市計画道路事業三・三・三号浦和野田線

三　事業施行期間　自令和八年四月三日至令和十八年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　埼玉県北葛飾郡松伏町大字田島字五番並びに埼玉県吉川市大字上内川字上中通及び字上中島並びに大字旭地内

使用の部分　埼玉県北葛飾郡松伏町大字田島字中東及び字中西並びに埼玉県吉川市大字上内川字上中通地内

○関東地方整備局告示第百五十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年四月三日

関東地方整備局長　橋本　雅道

一　施行者の名称　埼玉県

二　都市計画事業の種類及び名称　越谷都市計画道路事業三・三・五十号蒲生柿木川戸線及び草加都市計画道路事業三・三・四十三号蒲生・柿木川戸線

三　事業施行期間　自令和八年四月三日至令和十八年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　埼玉県越谷市川柳町四丁目及び川柳町五丁目並びに埼玉県草加市柿木町字梅、字竹及び字宝地内

使用の部分　埼玉県越谷市川柳町五丁目並びに埼玉県草加市柿木町字梅及び字宝地内

○関東地方整備局告示第百五十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年四月三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年四月三日

関東地方整備局長　橋本　雅道

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四百六十八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
神奈川県高座郡寒川町一之宮五丁目三〇四三番一から同町一之宮二九九七番一まで	前	二一・三八～一五四・五五メートル
	後	二四・九五～一五四・五五メートル 〇・八四九～〇・八四九キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局横浜国道事務所

○関東地方整備局告示第百五十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年四月三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年四月三日

関東地方整備局長　橋本　雅道

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

四百六十八号　神奈川県高座郡寒川町一之宮五丁目三〇四三番一から同町一之宮二九九五番一まで　関東地方整備局及び同局横浜国道事務所

供用開始の期日　令和八年四月三日

○関東地方整備局告示第百五十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年四月三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年四月三日

関東地方整備局長　橋本　雅道

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

十六号　市原市姉崎海岸一三四番から袖ケ浦市長浦字拓弐号五八〇番七六まで　関東地方整備局及び同局千葉国道事務所

供用開始の期日　令和八年四月三日

○関東地方整備局告示第百五十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年四月三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年四月三日

関東地方整備局長　橋本　雅道

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

十九号　安曇野市明科中川手三五二〇番七から同市明科中川手三七六二番四まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　関東地方整備局及び同局長野国道事務所

供用開始の期日　令和八年四月三日

○中部地方整備局告示第四十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年四月三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年四月三日

中部地方整備局長　森本　輝

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百五十五号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
豊田市東新町五丁目二八番一から同市逢妻町四丁目二八番三まで	前	Ａ　九・六〇～一〇六・八〇メートル	上記Ａ及びＢは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	Ａ　二六・八六～一四三・九一メートル Ｂ　九・六〇～一〇六・八〇メートル 二六・八六～一七三・九〇メートル	六・二三五キロメートル 三・六四四キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局名四国道事務所

○中部地方整備局告示第四十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年四月三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年四月三日

中部地方整備局長　森本　輝

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

百五十五号　豊田市宮口町三丁目一〇九番一から同市宮口町二丁目三五番まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ）　中部地方整備局及び同局名四国道事務所

供用開始の期日　令和八年四月三日

○中部地方整備局告示第四十九号

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項及び第二項並びに水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条に基づき、天竜川水系三峰川、小渋川、太田切川に係る洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同法第十四条第三項及び同規則第三条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、中部地方整備局、天竜川上流河川事務所及び浜松河川国道事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

令和八年四月三日

中部地方整備局長　森本　輝

○中部地方整備局告示第五十号

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項及び第二項並びに水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条に基づき、豊川水系間川に係る洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同法第十四条第三項及び同規則第三条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、中部地方整備局及び豊橋河川事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

令和八年四月三日

中部地方整備局長　森本　輝

○中国地方整備局告示第六十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年四月三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年四月三日

中国地方整備局長　杉中　洋一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
倉敷市玉島阿賀崎字亀崎二四七番一から福山市大門町大字野々浜字境八六六番二まで	前 A	九・五〇～七二・五〇	一九・九四四	上記A、B、及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	前 B	〇・〇〇～二〇・六三	二〇・九九三	
	前 C	三二・三四～一二六・四七	〇・五九〇	
	後 A	九・五〇～七二・五〇	一九・九四四	
	後 B	八・六八～二〇・六三	二〇・九九三	
	後 C	三二・三四～一二六・四七	〇・五九〇	

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

○中国地方整備局告示第六十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年四月三日から二週間中国地方整備局及び同局岡山国道事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年四月三日

中国地方整備局長　杉中　洋一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二号

(三)　指定する道路の部分

区間	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
笠岡市西大島新田字三丁目五九七番二から同市カブト南町二番一〇まで	九・五〇～二五・一〇	二・六九九

(四)　指定する期日　令和八年四月五日

○中国地方整備局告示第六十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年四月三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年四月三日

中国地方整備局長　杉中　洋一

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二号	笠岡市西大島新田字二丁目六〇二番九から同市カブト南町二一四番まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

供用開始の期日　令和八年四月五日

○四国地方整備局告示第三十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年四月三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年四月三日

四国地方整備局長　奥田　晃久

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十六号及び三百二十号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
宇和島市津島町岩松甲二二二九番から同市高串字屋敷田一番耕地一〇二四番二まで	前 A	六・八〇～七七・七四	一七・九二二	上記A・B・C及びDは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	前 B・C・D	一〇・一四～二五四・〇〇	一七・九二四	
	後 A	六・八〇～七七・七四	一七・九二二	
	後 B・C・D	一〇・一四～二五四・〇〇	一七・九二四	

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局大洲河川国道事務所

○四国地方整備局告示第三十七号

次のように沿道区域を指定したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十四条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年四月三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年四月三日

四国地方整備局長　奥田　晃久

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　十一号及び五十五号

三　沿道区域

区間	沿道区域の最大幅員（メートル）	延長（キロメートル）	道路法第四十四条第三項の規定による措置の対象
徳島市かちどき橋一丁目十九番から同市川内町沖島一一四番二地先まで	五・四五	四・六六〇	電柱

四　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局徳島河川国道事務所

○四国地方整備局告示第三十八号

次のように届出対象区域を指定するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十四条の二第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年四月三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年四月三日

四国地方整備局長　奥田　晃久

届出対象区域の存する土地の所在地（沿道区域の存する土地の所在地）	届出対象区域に接続する道路の路線名	工作物
徳島市かちどき橋一丁目十九番から同市川内町沖島一一四番二地先まで（徳島市かちどき橋一丁目十九番から同市川内町沖島一一四番二地先まで）	一般国道十一号及び五十五号	電柱

図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局徳島河川国道事務所

○四国地方整備局告示第三十九号

肱川水系に係る指定区間外の一級河川について、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第六条第一項第三号の区域について、昭和四十五年三月三十一日愛媛県告示第三百号を次のように改める。

関係図面のうち「第一図から第七図」を「第一図から第九図」に改める。

その関係図面は、四国地方整備局及び同局肱川ダム統合管理事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和八年四月三日

四国地方整備局長　奥田　晃久

（図面省略）

○四国地方整備局告示第四十号

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第五十八条の二第一項の規定により、次の区域を河川立体区域として指定する。

その関係図面は、四国地方整備局及び同局肱川ダム統合管理事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和八年四月三日

四国地方整備局長　奥田　晃久

一　河川

肱川水系肱川

二　区域の表示

次の図面（第一号図から第四号図まで）の茶色で着色した部分の区域

（図面省略）

○岐阜県公安委員会告示第四号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年四月三日

岐阜県公安委員会委員長　林　正子

一　特定抗争指定暴力団等

令和二年一月七日岐阜県公安委員会告示第一号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）

変更前

指定の期限　令和八年四月六日まで

変更後

指定の期限　令和八年七月六日まで

二　特定抗争指定暴力団等

令和二年一月七日岐阜県公安委員会告示第一号二に係る特定抗争指定暴力団等（神戸山口組）

変更前

指定の期限　令和八年四月六日まで

変更後

指定の期限　令和八年七月六日まで

○愛知県公安委員会告示第六号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年四月三日

愛知県公安委員会委員長　中尾　友紀

一　特定抗争指定暴力団等

令和二年一月七日愛知県公安委員会告示第一号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）

変更前

指定の期限　令和八年四月六日まで

変更後

指定の期限　令和八年七月六日まで

二　特定抗争指定暴力団等

令和二年一月七日愛知県公安委員会告示第一号二に係る特定抗争指定暴力団等（神戸山口組）

変更前

指定の期限　令和八年四月六日まで

変更後

指定の期限　令和八年七月六日まで

○三重県公安委員会告示第九号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年四月三日

三重県公安委員会委員長　吉田すみ江

一　特定抗争指定暴力団等

令和二年一月七日三重県公安委員会告示第百四十一号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）

変更前

指定の期限　令和八年四月六日まで

変更後

指定の期限　令和八年七月六日まで

二　特定抗争指定暴力団等

令和二年一月七日三重県公安委員会告示第百四十一号二に係る特定抗争指定暴力団等（神戸山口組）

変更前

指定の期限　令和八年四月六日まで

変更後

指定の期限　令和八年七月六日まで

○京都府公安委員会告示第四十六号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年四月三日

京都府公安委員会委員長　池坊　由紀

一　特定抗争指定暴力団等

令和二年一月七日京都府公安委員会告示第三号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）

変更前

指定の期限　令和八年四月六日まで

変更後

指定の期限　令和八年七月六日まで

二　特定抗争指定暴力団等

令和二年一月七日京都府公安委員会告示第三号二に係る特定抗争指定暴力団等（神戸山口組）

変更前

指定の期限　令和八年四月六日まで

変更後

指定の期限　令和八年七月六日まで

○兵庫県公安委員会告示第六十二号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年四月三日

兵庫県公安委員会委員長　津田　隆雄

一　特定抗争指定暴力団等

令和二年一月七日兵庫県公安委員会告示第二号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）

変更前

指定の期限　令和八年四月六日まで

変更後

指定の期限　令和八年七月六日まで

○大阪府公安委員会告示第百四十五号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年四月三日

大阪府公安委員会委員長　辻内　宏治

一　特定抗争指定暴力団等

令和二年一月七日大阪府公安委員会告示第二号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）

変更前

指定の期限　令和八年四月六日まで

変更後

指定の期限　令和八年七月六日まで

二　特定抗争指定暴力団等

令和二年一月七日大阪府公安委員会告示第二号二に係る特定抗争指定暴力団等（神戸山口組）

変更前

指定の期限　令和八年四月六日まで

変更後

指定の期限　令和八年七月六日まで

二　特定抗争指定暴力団等
令和二年一月七日兵庫県公安委員会告示第二号二に係る特定抗争指定暴力団等（神戸山口組）
変更前
指定の期限　令和八年四月六日まで
変更後
指定の期限　令和八年七月六日まで

○鳥取県公安委員会告示第二十九号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年四月三日

鳥取県公安委員会委員長　久本　雅義

一　特定抗争指定暴力団等
令和二年七月七日鳥取県公安委員会告示第六十五号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）
変更前
指定の期限　令和八年四月六日まで
変更後
指定の期限　令和八年七月六日まで

二　特定抗争指定暴力団等
令和二年七月七日鳥取県公安委員会告示第六十五号二に係る特定抗争指定暴力団等（神戸山口組）
変更前
指定の期限　令和八年四月六日まで
変更後
指定の期限　令和八年七月六日まで

○島根県公安委員会告示第八号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年四月三日

島根県公安委員会委員長　錦田　剛志

一　特定抗争指定暴力団等
令和二年七月七日島根県公安委員会告示第七十六号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）
変更前
指定の期限　令和八年四月六日まで
変更後
指定の期限　令和八年七月六日まで

二　特定抗争指定暴力団等
令和二年七月七日島根県公安委員会告示第七十六号二に係る特定抗争指定暴力団等（神戸山口組）
変更前
指定の期限　令和八年四月六日まで
変更後
指定の期限　令和八年七月六日まで

○岡山県公安委員会告示第三十九号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年四月三日

岡山県公安委員会委員長　大土　弘

一　特定抗争指定暴力団等
令和二年七月七日岡山県公安委員会告示第九十九号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）
変更前
指定の期限　令和八年四月六日まで
変更後
指定の期限　令和八年七月六日まで

二　特定抗争指定暴力団等
令和二年七月七日岡山県公安委員会告示第九十九号二に係る特定抗争指定暴力団等（神戸山口組）
変更前
指定の期限　令和八年四月六日まで
変更後
指定の期限　令和八年七月六日まで

国会事項

衆議院

質問書提出

四月一日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

米国のイラン攻撃の法的評価と在日米軍に関する質問主意書（長妻昭提出）

いわゆる「消えた年金」を探す「持ち主不明記録検索」に関する質問主意書（長妻昭提出）

質問書転送

四月一日次の質問主意書を内閣に転送した。

政治資金規正法に関する質問主意書

会議

四月二日（木曜日）　午後二時三十分　本会議

辞令

（庶務部広報課長）衆議院参事　秋山　幸司

庶務部副部長を命ずる

庶務部情報管理監兼務を命ずる

庶務部広報課長事務取扱を命ずる

（庶務部副部長兼庶務部情報管理監）同　平子　由美

衆議院調査局調査員に任命する

法務調査室首席調査員を命ずる（以上四月一日）

参議院

質問主意書提出

四月一日議員から次の質問主意書が提出された。

「外国人との秩序ある共生社会の実現」に向けた日米地位協定改定の必要性等に関する質問主意書（高良沙哉提出）（第二七号）

ナフサ及び医療用石油関連製品等の供給体制に関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第二八号）

裁判官弾劾裁判所

裁判長就任

四月一日、裁判長に次の裁判員が就任した。

石井　準一

人事異動

内閣

国務大臣　赤澤　亮正

中東情勢に伴う重要物資の安定確保に関する施策を総合的に推進するため企画立案及び行政各部の所管する事務の調整を担当させる（三月三十日）

経済産業省顧問　松本　正義

二千二十五年日本国際博覧会における陳列区域日本政府代表を免ずる

二千二十五年日本国際博覧会政府代表　羽田　浩二

本官を免ずる

二千二十七年国際園芸博覧会政府委員　越川　和彦

願に依り本官を免ずる

（東京簡易裁判所判事）簡易裁判所判事　江川智津乃

（同）同　杉田　孝行

（神奈川簡易裁判所判事）同　大善　文男

（藤沢簡易裁判所判事）同　加藤　和広

（千葉簡易裁判所判事）同　及川　節子

（堺簡易裁判所判事）同　保田　将司

（中津川簡易裁判所判事兼多治見簡易裁判所判事）同　佐藤　有司

（砺波簡易裁判所判事兼高岡簡易裁判所判事）同　細川　栄治

（臼杵簡易裁判所判事兼佐伯簡易裁判所判事）同　吉岡　俊一

（仙台簡易裁判所判事）同　長崎　泰生

（石巻簡易裁判所判事）同　大山　廣

（会津若松簡易裁判所判事）同　佐藤　徹

願に依り本官を免ずる（各通）

（東京地方裁判所判事・東京簡易裁判所判事）判事兼簡易裁判所判事　鈴木　真耶

（同）同　黒木　裕貴

（同）同　内藤　秀介

（横浜地方裁判所判事兼横浜家庭裁判所判事・川崎簡易裁判所判事）同　櫻井　佐英

（大阪高等裁判所判事・大阪簡易裁判所判事）同　遠藤　俊郎

（奈良地方裁判所判事兼奈良家庭裁判所判事・奈良簡易裁判所判事）同　渡邉　央子
（名古屋地方裁判所判事・名古屋簡易裁判所判事）同　砂古　剛
（名古屋地方裁判所判事兼名古屋家庭裁判所判事・岡崎簡易裁判所判事）同　田邊　浩典
（津地方裁判所判事兼津家庭裁判所判事・四日市簡易裁判所判事）同　田中　聖浩
（岐阜地方裁判所判事兼岐阜家庭裁判所判事・大垣簡易裁判所判事）同　宮下　尚行
（鳥取地方裁判所判事兼鳥取家庭裁判所判事・米子簡易裁判所判事）同　三島　琢
（松江地方裁判所判事兼松江家庭裁判所判事・松江簡易裁判所判事）同　三島　恭子
（仙台家庭裁判所判事兼仙台地方裁判所判事・古川簡易裁判所判事）同　齊藤　隆広
（東京地方裁判所判事補・東京簡易裁判所判事）判事補兼簡易裁判所判事　立木沙穂里
（同）同　海野　泰信
（同）同　小谷　侑也
（東京家庭裁判所判事補兼東京地方裁判所判事補・立川簡易裁判所判事）同　白澤　茉由
（横浜地方裁判所判事補兼横浜家庭裁判所判事補・横浜簡易裁判所判事）同　豊田　祐介
（奈良地方裁判所判事補兼奈良家庭裁判所判事補・奈良簡易裁判所判事）同　石丸　貴大
（熊本地方裁判所判事補兼熊本家庭裁判所判事補・熊本簡易裁判所判事）同　山田　裕貴
（熊本家庭裁判所判事補兼熊本地方裁判所判事補・熊本簡易裁判所判事）同　山田明日香

願に依り本官並びに兼官を免ずる（各通）（以上三月三十一日）

国務大臣　赤澤　亮正

二千二十五年日本国際博覧会の成果の検証及びレガシー継承の具体化に向けた検討を推進するため企画立案及び行政各部の所管する事務の調整担当を解く

経済産業副大臣兼内閣府副大臣　井野　俊郎

兼官を免ずる

内閣府大臣補佐官に任命する　西田　譲

黄川田内閣府特命担当大臣を補佐させる　浅田統一郎

日本銀行政策委員会審議委員に任命する　新美　潤

二千二十七年国際園芸博覧会政府委員を命ずる

（東京高等検察庁検事）検事　清野　正彦
（同）同　田中　一彦
（大阪高等検察庁検事）同　中川　博文
（東京高等検察庁検事）同　兼田加奈子
（大阪高等検察庁検事）同　小川紀代子
（広島高等検察庁検事）同　相澤　聡
（東京高等検察庁検事）同　大島　広規
（同）同　髙嶋　卓
（東京地方検察庁検事）同　浅海　俊介
（同）同　川勝　庸史
（同）同　河野　一郎
（同）同　三田健太郎
（同）同　小谷　岳央
（同）同　橋本　政和
（同）同　丸山　聡司
（同）同　寺﨑　千尋
（札幌地方検察庁検事）同　荻野　文則
澤野　真未
下道　良太
（東京地方検察庁検事）検事　豊岡　慎也
（仙台地方検察庁検事）同　藤枝　祐人
（東京地方検察庁検事）同　横井真由美
（同）同　久野　雄平
（同）同　豊田　静子
（同）同　今澤　俊樹
（同）同　工藤　智
（同）同　武内　譲司
（大阪地方検察庁検事）同　塚上　公裕
根岸　聡知
（東京地方検察庁検事）検事　野上　幸久
（同）同　堀内健太郎
（同）同　今泉　颯太
（同）同　荻原　惇
（同）同　鬼頭　忠広
（同）同　廣瀬　智彦
（同）同　宮崎裕季子
（同）同　湯川　舞子
間　史恵
（同）同　岩﨑　慎
杉森　洋平
金久保　茂
（同）同　甲斐　雄次
廣瀬　裕亮
安部　朋美
（同）同　佐藤　拓海
千葉　健一
數間　薫
（同）同　長谷川武久
判事兼簡易裁判所判事に任命する（各通）
中園浩一郎
（東京地方検察庁検事）検事　渋谷　俊介
（同）同　樋口　瑠惟
（同）同　吉原　裕貴
（同）同　白井　宏和
（東京地方検察庁検事）検事　長岡　慶
（同）同　松村　光泰
（同）同　鈴木　新星
（東京地方裁判所）裁判所事務官　豊富　育
（同）同　溝口　翔太
（同）同　林　宏樹
（同）同　古市　賢吾
（札幌地方裁判所）同　神尾　元樹
（大阪地方裁判所）同　桑原　周大
（名古屋地方裁判所）同　塩島なつ美
（東京地方裁判所）同　谷口　実希
（東京地方裁判所）同　中野　綾香
（東京地方裁判所）同　早坂　謙児
（同）同　山口　美和
（同）同　吉川この実
判事補兼簡易裁判所判事に任命する（各通）
石川　恭司
大竹　昭彦
久留島群一
本多　知成
簡易裁判所判事に任命する（各通）
牧野　賢
簡易裁判所判事兼判事補に任命する（各通）
杉本　岳洋
（東京地方裁判所）判事　山田　一哉
（同）同　岩佐　圭祐
（東京家庭裁判所判事）同　遠藤圭一郎
（東京地方裁判所判事）同　池田　好英
（同）同　根本　宜之
（同）同　織川　逸平
（同）同　林　直弘
（同）同　吉田　晃一
（新潟地方裁判所判事兼新潟家庭裁判所判事）同　竹中　輝順
（大阪地方裁判所判事）同　峯　健一郎
（大津地方裁判所判事兼大津家庭裁判所判事）同　田野倉真也
（名古屋地方裁判所判事）同　加藤　優治
（同）同　山口　貴央
（広島高等裁判所判事）同　村上　貴昭
（山口地方裁判所判事兼山口家庭裁判所判事）同　石本　慧
（岡山地方裁判所判事兼岡山家庭裁判所判事）同　沖本　尚紀
（鳥取家庭裁判所判事兼鳥取地方裁判所判事）同　平工　信鷹
（福岡高等裁判所判事）同　大友真紀子
（山形地方裁判所判事兼山形家庭裁判所判事）同　原　雅基
簡易裁判所判事に兼ねて任命する（各通）
（東京地方裁判所判事補）判事補　岡部　拓也
（東京地方裁判所判事補兼東京家庭裁判所判事補）同　海﨑新一朗
（同）同　毒嶋　碧
（同）同　滝嶌　秀輝
（さいたま地方裁判所判事補兼さいたま家庭裁判所判事補）同　東影　将希
（千葉地方裁判所判事補兼千葉家庭裁判所判事補）同　横山　真優
（福岡地方裁判所判事補兼福岡家庭裁判所判事補）同　豊田　遼
（熊本地方裁判所判事補兼熊本家庭裁判所判事補）同　門野　亜美
簡易裁判所判事に兼ねて任命する（各通）
（名古屋地方裁判所判事補兼名古屋家庭裁判所判事補）同　大橋彩友美
願に依り本官を免ずる
（静岡地方裁判所判事兼静岡家庭裁判所判事・浜松簡易裁判所判事）判事兼簡易裁判所判事　寺岡　洋和
（札幌高等裁判所判事・札幌簡易裁判所判事）同　青沼　潔

願に依り本官並びに兼官を免ずる（各通）（以上四月一日）

（農林水産省大臣官房総括審議官）農林水産事務官　押切　光弘
（経済産業省大臣官房政策立案総括審議官）経済産業事務官　松山　泰浩
（経済産業省大臣官房商務・サービス審議官）同　井上　博雄
（経済産業省製造産業局長）同　伊吹　英明
（国土交通省総合政策局長）国土交通事務官　鶴田　浩久
（環境省環境再生・資源循環局長）環境事務官　角倉　一郎
内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））に併任する（各通）
（内閣官房内閣審議官（内閣情報調査室））内閣事務官　加藤　達也
任期を令和八年八月三十一日まで更新する
（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））内閣事務官　小柳　誠二
警察庁に出向させる
国家安全保障局の併任を解除する
国家サイバー統括室の併任を解除する
（内閣官房内閣参事官（内閣感染症危機管理統括庁））内閣事務官　草壁　京
総務省に出向させる
（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））内閣事務官　橋本　真吾
財務省に出向させる
（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））内閣事務官　杉本　昌英
農林水産省に出向させる
（内閣府大臣官房参事官（会計課担当））内閣府事務官　北村　実
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣総務官室））の併任を解除する
（内閣府大臣官房）内閣府事務官　中原　茂仁
（外務省大臣官房）外務事務官　齊藤　幸司
（文部科学省大臣官房付）文部科学事務官　枝　慶
（文部科学省総合教育政策局政策課長）同　吉田　光成
（厚生労働省大臣官房付（医薬局））厚生労働技官　堀内　直哉
（農林水産省大臣官房付）農林水産事務官　大橋　聡
（国土交通省大臣官房付）国土交通技官　越智　健吾
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する（各通）
（消防庁長官付）総務技官　大嶋　文彦
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣情報調査室））の併任を解除する
内閣官房副長官補付の併任を解除する（以上三月三十一日）

公正取引委員会

（審査局訟務官）内閣府事務官　中島　菜子
辞職を承認する（三月三十一日）
（経済取引局取引部取引企画課長）内閣府事務官　松本　博明
九州事務所長に昇任させる
（官房国際課長）同　河野塚次郎
経済取引局取引部取引企画課長に配置換する
（審査局審査長（第二審査長））同　原田　郁
官房国際課長に配置換する
（九州事務所長）同　大矢　一夫
審査局審査長（第二審査長）に転任させる
（経済取引局取引部企業取引課取引適正化調査室長）同　藤谷　義秀
審査局訟務官に昇任させる（以上四月一日）

皇室事項

御答信

天皇陛下から二月十七日ホンジュラス大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、三月十二日御答信があった。

天皇陛下から二月二日スウェーデン国王陛下へ発せられた御弔電に対し、三月十六日御答信があった。

官庁報告

官庁事項

登録検査機関の登録事項の変更に関する公示

船員法第百条の十五の規定に基づき、一般財団法人日本海事協会から登録事項の変更の届出があったので、同法第百条の二十八の規定により公示する。

令和八年四月三日　国土交通大臣　金子　恭之

一　西日本管区事務所の新設

㈠　事業所の名称及び所在地

名称	所在地
西日本管区事務所	愛媛県今治市片原町一丁目１番15号

㈡　新設年月日　令和八年四月一日

中国地方整備局公示

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第２号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を、下記のとおり指定する。

令和８年４月３日　中国地方整備局長　杉中　洋一

1　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
一般国道２号	岡山県笠岡市西大島新田２丁目602番９から同市カブト南町214まで

2　指定する期日　令和８年４月５日

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第３号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を下記のとおり指定し、併せて、同令第10条第１項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを越え4.1メートル以下の車両の通行方法を下記のとおり定める。

令和８年４月３日　中国地方整備局長　杉中　洋一

1　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
一般国道２号	岡山県笠岡市西大島新田２丁目602番９から同市カブト南町214番まで

2　指定する期日　令和８年４月５日

3　通行方法

１の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

①走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

②後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

③道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

九戸地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第１項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年四月三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年四月三日　　九州地方整備局長　垣下　禎裕

㈠ 道路の種類	一般国道
㈡ 路線名	二百二十号
㈢ 占用を制限する区域	志布志市志布志町安楽字水溜一八八番地内
㈣ 制限の対象とする占用物件	新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
㈤ 占用を制限する理由	緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
㈥ 占用の制限の開始の期日	令和八年四月四日
㈦ 図面縦覧場所	九州地方整備局及び同局大隅河川国道事務所

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第１項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年四月三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年四月三日　　九州地方整備局長　垣下　禎裕

㈠ 道路の種類	一般国道
㈡ 路線名	二百二十号
㈢ 占用を制限する区域	垂水市新城字南上床五四二四番二から同市新城字落ヶ迫四四〇〇番１まで
㈣ 制限の対象とする占用物件	新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
㈤ 占用を制限する理由	緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
㈥ 占用の制限の開始の期日	令和八年四月四日
㈦ 図面縦覧場所	九州地方整備局及び同局大隅河川国道事務所

公　告

諸事項

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和８年４月３日

東北地方整備局長　西村　拓

１　処分をした年月日　令和８年３月５日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社Ｎ．Ｙ．ＴＥＣ　岸本　将希　山形県鶴岡市丸岡字町の内309―１　国土交通大臣許可（般―07）第29622号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（機械器具設置工事業に関する一般建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　令和８年３月５日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

破産手続における包括的禁止命令

破産手続における保全管理命令

除 権 決 定

失 踪 宣 告

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続終結

破産債権の届出期間及び一般調査期日

債権者集会招集

書面による計算報告

特別清算開始

令和７年（ヒ）第３号
北海道函館市桔梗２丁目８番７号
清算株式会社　株式会社北斗サービス
代表清算人　韓　　英三
１　決定年月日　令和８年３月23日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
函館地方裁判所民事部

令和８年（ヒ）第３０１０号
大阪市中央区南久宝寺町２丁目６番２号
清算株式会社　船場管理株式会社
代表清算人　北原　敬之
１　決定年月日　令和８年３月24日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算終結

令和７年（ヒ）第３００２号
川崎市麻生区高石５丁目９番14―310号
清算株式会社　ＪｏｋｅｒＦｉｌｍｓ株式会社
１　決定年月日　令和８年３月18日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
横浜地方裁判所川崎支部民事部

令和７年（ヒ）第１０１号
神奈川県三浦市南下浦町上宮田3523番地
清算株式会社　株式会社魚敬
１　決定年月日　令和８年３月23日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
横浜地方裁判所横須賀支部

令和７年（ヒ）第１２号
長野県塩尻市大字片丘8501番地32
清算株式会社　ソヤノウッドパワー株式会社
１　決定年月日　令和８年３月24日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
長野地方裁判所松本支部

令和７年（ヒ）第５号
奈良県橿原市小槻町260番地の７
清算株式会社　株式会社エムズハウス
１　決定年月日　令和８年３月25日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
奈良地方裁判所葛城支部

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第５号
岐阜県下呂市小川1967番地
清算株式会社　株式会社すし勘
代表清算人　千田　勘六
１　決定年月日　令和８年３月19日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　本協定において、協定債権のうち基準日令和７年11月27日までに発生した債権のうち親族債権に該当しないものを「一般債権」、同年11月28日以降に発生した利息及び遅延損害金債権を「基準日後利息等」という。
２　清算株式会社は、協定債権者千田佳苗を除く協定債権者（以下「本件協定債権者」という。）に対し、本協定の認可の決定が確定した日から２週間以内に、資産換価代金から清算結了までに発生した又は発生することが見込まれる一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権及び特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権の合計額を控除した残額を弁済原資として、一般債権額の1.4171415356％の金員を弁済する。ただし、一般債権に弁済率を乗じて生じる１円未満の端数は、いったん切り捨て、弁済原資に達するまで端数が大きい順に１円未満を切り上げる。
３　協定に基づく弁済は、本件協定債権者が指定する金融機関の口座に振り込む方法により支払う。振込手数料は、清算株式会社が負担する。
４　本件協定債権者は、第２項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、一般債権額から各弁済額を控除した残額及び基準日後利息の全額につき、その債務を免除する。
５　協定債権者千田佳苗は、本協定の認可の決定が確定したときに、清算株式会社に対する協定債権の全額につき、その債務を免除する。
６　第２項の弁済後、清算株式会社に新たに財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、本件協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各一般債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、本件協定債権者が第４項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失う。
岐阜地方裁判所高山支部

令和７年（ヒ）第３号
滋賀県愛知郡愛荘町東円堂仲切1117番地の５
清算株式会社　株式会社竹山開発
代表清算人　竹山　文一
１　決定年月日　令和８年３月24日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　清算株式会社は、協定債権者竹山建設株式会社に対し、協定債権のうち令和７年11月26日（特別清算開始決定日の前日）までの原因に基づいて発生した債権の1.8％の金員（ただし、１円未満を切り捨てる。）を、本協定の認可の決定が確定した日から３か月以内に弁済する。
２　協定債権者竹山建設株式会社は、前項の弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、協定債権の総額から弁済額を控除した残額についてその債務を全部免除する。
３　協定債権者新生債権投資有限会社は、本協定の認可の決定が確定したときに、清算株式会社に対する協定債権につき、その債務を全部免除する。
４　第１項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社はこれを速やかに換価し、協定債権者竹山建設株式会社に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を弁済する。この場合においては、協定債権者竹山建設株式会社が第２項の規定により行った債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
大津地方裁判所彦根支部

令和８年（ヒ）第１号
北九州市若松区今光２丁目９番29号
清算株式会社　若松商事株式会社
代表清算人　野口　幸久
１　決定年月日　令和８年３月23日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　各協定債権者は、清算株式会社に対し、本協定の認可の決定が確定した日において、各協定債権の全額（利息、遅延損害金も含む。）につき、その債務を免除する。
２　清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
以上
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

監督命令

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

小規模個人再生による再生計画取消

小規模個人再生による再生手続廃止

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生計画認可

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

会社その他の公告

合併公告

左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

令和八年四月三日

神奈川県横浜市港南区上大岡西一丁目六番一号ゆめおおかオフィスタワー二四階

（甲）司法書士法人小関綜合事務所

社員　小関　貴之

神奈川県横浜市港南区上大岡西一丁目六番一号ゆめおおかオフィスタワー二四階

（乙）司法書士法人こもれび

社員　安樂　枝利

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社Ｍａｙ（住所岡山市北区佐山二四〇二番地二二）に対して当社の不動産事業及び太陽光発電事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

当社の株主総会の承認決議は令和八年四月二十七日に予定しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年二月十七日

掲載頁　八十八頁（号外第三十三号）

令和八年四月三日

岡山県倉敷市児島田の口四丁目八番六号

株式会社ＨＡＮＧ　ＬＯＯＳＥ

代表取締役　山本　厚

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年六月一日であり、組織変更後の商号は株式会社ＧＸＤ＆Ｔとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月三日

茨城県土浦市西真鍋町十二丁目二四番

合同会社Ｄ＆Ｔ

代表社員　ドヴァンチュン

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月三日

埼玉県越谷市大房一一六〇―四五

ａｔＯｎｅ合同会社

代表社員　中家　希

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月三日

東京都墨田区八広二丁目五〇番八―二〇三号フルリール墨田

エラシアパートナーズ合同会社

代表社員　白川　大記

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月三日

東京都江戸川区東葛西四丁目六番一号

合同会社ユースター

代表社員　千明　哲治

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月三日

東京都板橋区常盤台四丁目三三番一四号新井ビル二〇三

ＳＯＵ・アセットマネジメント合同会社

代表社員　山本　聖

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月三日

東京都新宿区新宿二丁目一二番一三号新宿アントレサロンビル二階

合同会社オルトベース

代表社員　森井　良至

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年五月八日であり、組織変更後の商号は株式会社ＩＫロジとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月三日

神奈川県藤沢市宮前四四五番地

合同会社ＩＫロジ

代表社員　石塚あずさ

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年五月十三日であり、組織変更後の商号は株式会社幸陽商事とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月三日

沖縄県那覇市西二丁目二二番一号

合資会社幸陽商事

代表社員　宮城　博茂

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八億六千六百九十二万四千七十七円減少して一億円とし、減少した資本金の額の全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は、次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年四月三日

掲載頁　二頁

令和八年四月三日

東京都品川区西五反田一丁目一八番九号

五反田ＮＴビル四階　株式会社トリファ

代表取締役　嘉名　雅俊

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七億四千五百七十五万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年四月三日

掲載頁　三頁

令和八年四月三日

東京都千代田区大手町一丁目六番一号

Ｆｏｕｎｄａｔｉｏｎ株式会社

代表取締役　今井　良典

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年四月三日

掲載頁　三頁

令和八年四月三日

東京都千代田区大手町一丁目六番一号

Ｆｏｕｎｄａｔｉｏｎ Ｈｏｌｄｉｎｇｓ株式会社　代表取締役　今井　良典

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六億四千八百五十万五千円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年四月三日

掲載頁　三頁

令和八年四月三日

東京都千代田区大手町一丁目六番一号

Ｆｏｕｎｄａｔｉｏｎ Ｈｏｌｄｉｎｇｓ２株式会社　代表取締役　今井　良典

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和八年四月三日

三重県鳥羽市池上町三番四三号

有限会社森田鉄工所

代表取締役　原口　敏之

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を千八百万円減少し一億円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年五月十三日であり、株主総会の決議は令和八年三月三十日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、令和八年五月八日までにお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年十月十六日

掲載頁　五十六頁（号外第二三〇号）

令和八年四月三日

兵庫県尼崎市昭和南通三丁目二六番地

福栄肥料株式会社

代表取締役　溝口　達也

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を九千百七十八万六千四百七円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://reinn.jp/

令和八年四月三日

東京都渋谷区道玄坂一丁目二一番一号

ＲｅＩＮＮ株式会社

代表取締役　赤津　諒一

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年五月二十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年四月三日

茨城県神栖市砂山二八番地

鶴見化学工業株式会社

代表取締役社長　加藤　進一

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年四月二十二日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年四月三日

大阪市西成区萩之茶屋三丁目八番二八号

株式会社エイチ・オー

代表取締役　炭野　貴美

合併公告及び合併につき株券等提出公告

左記会社は合併してAはB、C、D、E、F、Gの権利義務全部を承継して存続しB、C、D、E、F、Gは解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

また、B、C、D、E、F、Gの株券を所有する方は、株券提出日である令和八年六月一日までに当社にご提出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（A）確定した最終事業年度はありません。

（B・C・G）

掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年三月十日

掲載頁　九十二頁（号外第四十九号）

（D・E・F）

掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年三月十日

掲載頁　九十三頁（号外第四十九号）

令和八年四月三日

大阪市中央区南本町一丁目八番一四号

（A）株式会社ＣＣＧ　ＨＯＬＤＩＮＧＳ

代表取締役　目黒　拓

大阪市中央区南本町一丁目八番一四号

（B）株式会社ＣＣＧ　Ｃ、ＲＥＰ

代表取締役　田中　悠

大阪市中央区南本町一丁目八番一四号

（C）株式会社ＣＣＧ　ＭＡＮＡＢＩ

代表取締役　田中　悠

大阪市中央区南本町一丁目八番一四号

（D）株式会社ＣＣＧ　ＥＮＴＥＲＴＡＩＮＭＥＮＴ

代表取締役　田中　悠

大阪市中央区南本町一丁目八番一四号

（E）株式会社ＣＣＧ　ＴＯ

代表取締役　宮城　直士

東京都千代田区九段北一丁目三番五号

（F）株式会社ＣＣＧ　ＳＴＡＧＧ

代表取締役　内田　雄介

東京都千代田区九段南二丁目三番一四号

（G）株式会社ＣＣＧ　ＳＥＥ

代表取締役　宮城　直士

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を百五十二億千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.esuefu.com/megurnsonsn

令和八年四月三日

東京都新宿区西新宿一丁目二三番三号廣和ビル九階　エスエフ目黒開発特定目的会社

取締役　三浦　昭彦

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を七十億三千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.esuefu.com/akihabarf

令和八年四月三日

東京都新宿区西新宿一丁目二三番三号廣和ビル九階　エスエフ秋葉原開発特定目的会社

取締役　三浦　昭彦

債権申出の公告（第一回）

当社の規約型確定給付企業年金は、令和八年四月一日厚生労働大臣の承認に基づき終了しましたので、当該規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは確定給付企業年金制度の清算から除斥します。

令和八年四月三日

茨城県小美玉市野田一五四二番地　タカノフーズ株式会社

確定給付企業年金清算人　分目　賢敏

債権申出の催告（第一回）

当社規約型企業年金は、令和八年三月十一日に確定給付企業年金法第八十三条第一項第一号に該当したことにより終了したので、当社規約型企業年金に債権を有するものは本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月三日

新潟県新潟市東区紫竹七丁目一二番一号　株式会社キューピット

規約型確定給付企業年金清算人　若槻　良宏

債権申出の公告（第一回）

当社は、令和七年十月一日厚生労働大臣の承認により企業年金制度を終了したので、当社の確定給付企業年金に係る債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月三日

大阪府大東市南新田二丁目三番一号　石橋鉄工株式会社確定給付企業年金

清算人　木村　雅世

債権申出の催告（第一回）

当社規約型企業年金は、令和八年四月一日に確定給付企業年金法第八十三条第一項第一号に該当したことにより終了したので、当社規約型企業年金に債権を有するものは本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月三日

徳島県徳島市川内町平石若松一〇八番地四　株式会社ジャストシステム

規約型確定給付企業年金清算人　重田　裕史

債権申出の公告（第二回）

当社の規約型確定給付企業年金は、令和八年四月一日厚生労働大臣の承認に基づき終了しましたので、当該規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年四月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは確定給付企業年金制度の清算から除斥します。

令和八年四月三日

大阪市西区新町一丁目七番一号　株式会社ＰＩＬＬＡＲ確定給付企業年金

清算人　奥村　暢章

訂正公告

令和七年七月十一日（号外第一六〇号）掲載の旅行業者営業保証金取戻し公告中「⑤本社営業所」とあるは「⑤本店」の誤りにつき訂正します。

令和八年四月三日

東京都台東区浅草五丁目四七番二号匯金・浅草ビル一一三　匯金株式会社

代表取締役　牛　志　方

訂正公告

令和八年二月二十日官報第一六五一号二十五頁掲載の左記会社に係る吸収分割公告中、「会社法第七九六条第二項」とあるは「会社法第七九六条第一項」、「同第七八四条第一項」とあるは「同第七八四条第二項」の誤りにつき訂正します。

令和八年四月三日

静岡県浜松市中央区舘山寺町一八九一番地　（甲）遠鉄観光開発株式会社

代表取締役　森下　忠康

静岡県浜松市中央区旭町一二番地の一　（乙）遠州鉄道株式会社

代表取締役　丸山　晃司

訂正公告

令和八年三月十二日（号外第五十一号）掲載の被相続人　亡　森シキに係る相続債権者受遺者への請求申出の催告中、「令和八年六月五日までに」とあるは「令和八年五月二日までに」の誤りにつき訂正します。

令和八年四月三日

佐賀県佐賀市城内一丁目三番一号　相続財産清算人　司法書士　盛川　瑠理